

## グループホームほうゆう運営規程

### (目的)

第1条 この規程、医療法人大分朋友会（以下「本会」という。）が開設するグループホームほうゆう（以下「指定事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型生活介護事業（以下「指定事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護・要支援2の状態にある高齢者に対し、適切な指定事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 認知症対応型共同生活介護サービスを提供し明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行います。又、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスを提供、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけ、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行っていきます。

### (指定事業所の名称等)

第3条 指定事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一、名称                      グループホームほうゆう
- 二、所在地                  大分県大分市大字下宗方櫛引 258 番地

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 指定事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職種内容は次のとおりとする。

- 一、管理者                      1 名  
管理者は、指定事業所の業務及び指定事業の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の管理を行う。
- 二、計画作成担当者          1 名以上（うち 1 名以上は介護支援専門員とする。）  
計画作成担当者は、利用者の認知症対応型共同生活介護計画の作成及び介護業務に従事する。
- 三、介護職員                  各ユニット  
                                        昼間の時間帯                      常勤換算 3 名以上  
                                        夜間及び深夜の時間帯              1 名  
介護職員は、利用者に対し日常生活上の必要な介護及び支援並びにこれに関する業務に従事する。

(指定事業の内容)

第5条 指定事業は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の認知症対応型共同生活介護計画に基づいて次に掲げるサービスを提供する。

- ① 利用者の入浴、排泄、食事及びその他の家事は原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努める。
- ② 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。
- ③ 利用者が日常生活を営む上で必要な各種手続き等について利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
- ④ 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用定員)

第6条 指定事業所の利用定員は18名とする。

(入居に当たっての留意事項)

第7条 指定事業は、要介護者・要支援者2であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものであり入居の申し込みに際しては、入居申込書を管理者に提出するとともに、主治医の診断書等により入居申込者が認知症の状態にある者であることを確認するものとする。

2 指定事業所は、利用者が入院治療を要する者であること等サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の介護保険施設及び、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。

(利用料、その他の費用額及び支払いの方法)

第8条 指定事業所の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、介護保険給付対象外の利用料金(別紙1に定める利用料金)は利用者本人の負担とする。

2 指定事業所は、前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する文書に記名押印を受ける。

3 利用者等は、本会の定める期日までに利用料等を現金または銀行口座振り込み若しくは郵便振り込み等により納付するものとする。

4 指定事業所は、介護保険からの給付額に変更があった場合及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、相当な額に変更するものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 指定事業所は、指定事業の実地中に利用中の急病、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、家族に報告しなければならない。

(非常災害時における対応方法)

第10条 天災その他の災害が発生した場合、指定事業所は必要に応じ、利用者の避難等の措置を講じなければならない。

2 指定事業所は天災その他の災害に備え、消防防災機関の指導に従い必要な予防対策を講じるとともに、利用者及び従業者に対して定期的に防火訓練を実施する。

(衛生管理並びに従業者の健康診断)

第11条 指定事業所は、指定事業に使用する用具備品等を清潔に保持する定期的な消毒を施す等常に衛生管理に十分留意するものとする。

(秘密保持)

第12条 指定事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

2 前項の規程に係らず指定事業所及び介護従業者は利用者に係る医療機関又は福祉サービスの提供に係る他事業所での利用等正当な理由がある場合には、文書による事前の同意を得て利用者等の情報を用いることができる。

3 指定事業所は、介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を介護従業者との雇用契約において締結する。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成等)

第13条 指定事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

2 指定事業所は、自らその提供する共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて常にその改善を図らなければならない。

(サービス提供記録の整備)

第14条 指定事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供に関する認知症対応型共同生活介護計画、提供した具体的なサービスの内容等、身体拘束等の態様及び時間帯等、市町村への通知、苦情の内容、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を整備するものとする。

(苦情処理)

第15条 指定事業所は、利用者及びその家族から提供した共同生活介護サービスに関する苦情が提起された場合、管理者対応する。

(事故発生時の対応、発生の防止等)

第16条 当事業所で提供するサービスにより事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等及び市町村に連絡を行うとともに、利用者の生命を守るためにあらゆる措置を講じることはもちろん事故発生時の原因を解明し再発の防止に努める。

(損害賠償)

第17条 指定事業所は、共同生活介護サービスの提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実地
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第19条 利用者はこの規程に定めるところに従い規律ある生活を行うとともに、共同生活の秩序維持に努め、次の事項を守らなければならない。

- ① 入居申込書（様式第1号）の記載事項に変更が生じた場合は速やかに管理者に届けること。
- ② 外出及び外泊をする場合については事前に管理者に届けること。
- ③ 火気の取扱いについては常に注意し、所定の場所以外（庭）では喫煙しないこと。
- ④ けんか、口論その他の暴挙にわたる言動はしないこと。
- ⑤ 故意に器物、設備を破損し、又は無断で器物等を専用し、施設外に持ち出さないこと。

(その他運営についての留意事項)

第20条 指定事業所は、介護従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制の整備を図るものとする。

- |         |          |
|---------|----------|
| 一、採用時研修 | 採用後2カ月以内 |
| 二、継続研修  | 年 4回以上   |

- 2 介護従業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。
- 3 指定事業所は、指定事業を行うためケース記録、認知症対応型共同生活介護計画書、利用者負担金収納簿、利用者小口現金支払明細書、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 前項の諸帳簿は5年間保存するものとする。
- 5 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、説明し、同意を得るとともに、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない状況等を記録するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、指定事業所の運営に関する重要事項は、理事長が定めるものとする。

(附 則)

- 本規程は、平成23年3月1日より施行する。
- 本規程は、平成29年7月6日より施行する。
- 本規程は、令和2年12月1日より施行する。
- 本規程は、令和3年4月1日より施行する。
- 本規程は、令和6年4月1日より施行する。
- 本規程は、令和6年6月1日より施行する。
- 本規程は、令和7年12月1日より施行する。

<別紙 1>

1) 共通必要費用／月 (利用者全額負担分)

|               |                      |
|---------------|----------------------|
| ① 家賃          | 40,000 円             |
| ② 食費          | 49,500 円 (1,650 円/日) |
| ※ ソフト食ご利用する場合 | 100 円追加/1 食          |
| ③ 水道光熱費       | 755 円/日              |
| ④ リネン代        | 600 円                |

2) その他費用

\*介護保険自己負担金

介護度、負担割合によって異なります。 26,854 円～31,956 円  
(1 割負担 1 か月の基本料金)

\*医療費・薬代

個人で異なります

\*散髪・カット代

1,500 円/回

\*日用品・介護用品

個人で異なります

\*クリーニング利用の場合のクリーニング代

3,960 円～/月

\*テレビ代

100 円/日

\*洗濯代

100 円/回

\*トロミ剤使用料

個人により異なります

※利用料について

支払い方法は、銀行引落としによる支払いとします。

別途手数料 (利用者負担) が必要になります。